平成 25 年 11 月 6 日 行政改革推進会議

行政事業レビューシート最終公表後の点検について(案)

- 1. 本会議では、「行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月5日閣議決定)及び本会議において取りまとめた実施要領等に基づき、各府省から公表された行政事業レビューシートについて、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等のチェックを行った。
- 2. 本年のチェックは、本会議有識者議員により先月 15 日に取りまとめられた「秋の行政 事業レビューの進め方について」を踏まえ、行政事業レビューの本旨である「PDCA サイ クルの徹底」のため、
 - 〇 「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」(平成 25 年 8 月 6 日行政 改革推進会議)を活用し、特に、①「事業目的の明確性」、②「事業の有効性・実効性」、
 - ③「より低コストな手法への改善可能性」の3つの視点から、事業の点検・検証、事業内容の改善が十分になされているか。
 - 〇 「本年及び過去の公開プロセスの結果」、「外部有識者の指摘事項」、「行政事業レビュー推進チームの所見」等についての検証が十分に行われ、概算要求等への反映が的確に行われているか。

といった観点から行った。

- 3. その結果、事業の目的や成果指標が明確でない事業や、執行状況の点検結果や外部有識者の指摘が的確に概算要求等に反映されていない事業など、事業の「PDCA サイクルの徹底」を進める観点から更に見直しの余地があると考えられる事業が見受けられた。このため、これらの事業については、今月13日から15日までの間、「秋のレビュー」として、公開の場で外部の有識者と各府省の担当者の参加を得て検証を行うこととする。対象となる事業及び評価者等については、別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 4.「秋のレビュー」は、特に、先月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の 引上げとそれに伴う対応について」において、「国民に負担増を求める際に、各分野の歳 出において無駄があったり、優先順位の低いものに予算措置が行われているといった批 判を招くことがないよう、政府全体として取り組む」とされており、このことを踏まえ た取組とし、次のような点に主眼を置いて実施する。
 - (1)PDCA サイクルの徹底

「PDCA サイクルの徹底」を図るため、2 の①~③の 3 つの視点から検証を行う。その際、民でできることは民に任せることを基本としつつ、事業の必要性や継続しなけ

ればならない理由などが、ゼロベースで検討され、十分に説明されているか、なぜ PDCA サイクルが徹底されていないのかなど、PDCA に取り組む本旨に立ちかえって検証する。また、チェックに当たっては、事業単位にとどまらず、施策単位や政策・制度との関係も踏まえた広い視野での検証も行う。さらに、より良い改善が図られていると思われる事業があれば、望ましい事例として評価し、各省に普及させていく。

(2) 外部性・公開性を活かした「改善策」の議論

「秋のレビュー」の議論は、インターネット等により公開する。また、議論に当たっては、外部の有識者による現地調査を行うとともに、パフォーマンス的に予算額の削減を主目的とした議論をするのではなく、事業内容について具体的な改善を要する点や今後の改善の方向性を参加者が共に考える形で議論を行う。

(3) 「秋のレビュー」の指摘事項の予算等への対応

「秋のレビュー」の指摘事項については、「歳出改革ワーキンググループ」において取りまとめ、本会議に報告した上で、本会議の取りまとめとする。「秋のレビュー」の指摘事項に対する来年度予算案や事業の執行、行政事業レビューシートへの記載などにおける各府省の対応状況については、「秋のレビュー」の終了後、行政改革推進本部事務局においてフォローアップを行う。

(4) プレセッションの実施

「秋のレビュー」の趣旨である「PDCA サイクルの徹底」についてわかりやすく説明し、議論における3つの視点(2の①~③の視点)を明らかにするため、11月7日の夜に、稲田行政改革担当大臣、世耕官房副長官、小林栄三行政改革推進会議議員ほかによりプレセッションを行う。

5. また、「秋のレビュー」の対象事業以外の事業で、2 に掲げる観点からみて、外部有識者の指摘等が十分に反映されていないなど、更に見直しの余地があると考えられる事例として、別紙3に例示するような34 事業があった。

これらの事業についても、関係府省・部局、財政当局において、平成 26 年度予算編成 過程及び今後の事業の執行並びにその検証の中で、広く国民に対する説明責任を果たし つつ、適切な対応を行うことを求める。

なお、外部有識者の指摘事項や行政事業レビュー推進チームの所見の中には、必ずしも厳格な検証になっていないものや、具体的な改善策を指摘していないものも少なからず見受けられた。このため、各府省による自律的な PDCA サイクルが徹底されるように取組姿勢の一層の改善を図る必要がある。

秋のレビューの対象となる事業(案)

〇大学の教育研究の質の向上に関する事業(グローバル人材育成及び大学改革)

・大学の世界展開力強化事業、グローバル人材育成推進事業、スーパーグローバル大学事業、 国立大学改革の強化推進、大学改革加速プログラム(文部科学省)

〇イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興に関す る事業

・地域イノベーション戦略支援プログラム、地域資源等を活用した産学連携による国際科学 イノベーション拠点整備事業、先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム(文 部科学省)

〇新規就農支援に関する事業

· 新規就農 · 経営継承総合支援事業(農林水産省)

〇農地の利用集積の促進に関する事業

・担い手への農地集積推進事業(農地集積協力金)、農地保有合理化促進対策費交付金(規模拡大加算交付金)、農地中間管理機構による集積・集約化活動(農林水産省)

〇広報に関する事業

・総合エネルギー広聴・広報・教育事業(経済産業省)、海外広報、独立行政法人国際交流基金運営費交付金、海外における文化事業等(外務省)

〇経済協力に関する事業

·無償資金協力(外務省)

○資源エネルギー・環境政策に関する事業(大規模実証事業)

・石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金、風力発電のための送電網整備実証事業費補助金、次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業(経済産業省)

〇地球温暖化防止等に関する事業

・チャレンジ 25 地域づくりモデル事業、地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生 社会」創出事業(環境省)、先導的都市環境形成促進事業、超小型モビリティの導入促進 (国土交通省)

OICT の研究開発及び高度利活用の促進に関する事業

・情報通信分野の研究開発に関する調査研究、超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発、独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金、戦略的情報通信研究開発推進制度、 ICT による新産業の創出、ICT を活用した新たな街づくり実現のための環境整備、ICT を活用した新たな街づくり実現のための実証、ICT による社会課題解決の推進(総務省)

OICT を活用した教育学習の振興に関する事業

・フューチャースクール推進事業、ICT による社会課題解決の推進【再掲】、教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究(総務省)、学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業(文部科学省)

○基地周辺対策の推進に関する事業

特定防衛施設周辺整備調整交付金(防衛省)

〇安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業(医療サービスの機能の充実 と重点化・効率化)

・医療保険給付費国庫負担金等、診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費に 関する5事業、歯科疾患の検査・診断等に関する歯科診療報酬の適正な評価の調査費(厚生労働省)

〇安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業(後発医薬品の使用促進等)

・医療保険給付費国庫負担金等【再掲】、医薬品等産業振興費、診療内容及び薬剤使用状況調 査費(厚生労働省)

〇若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業)

・若者育成支援事業、若者職業的自立支援推進事業、サポステ卒業者ステップアップ事業、 地域若者サポートステーション事業(厚生労働省)

〇総合的な国土形成の推進に関する事業

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(国土交通省)

〇広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用(内閣府)

○基金に関する事業

・省エネルギー設備導入促進基金(国内排出削減量認証制度活性化事業、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業)、住宅用太陽光発電導入支援対策基金(再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業)(経済産業省)

平成25年11月6日行政改革推進会議

歳出改革ワーキンググループの構成員の追加 及び「秋のレビュー」の評価者について(案)

1. 歳出改革ワーキンググループの構成員の追加について 下記の者を歳出改革ワーキンググループの構成員として追加する。

垣見 俊之 伊藤忠商事株式会社人事・総務部企画統轄室長

小林 栄三 伊藤忠商事株式会社取締役会長

松本 悟 法政大学国際文化学部准教授

山田 肇 東洋大学大学院経済学研究科長・経済学部教授

2.「秋のレビュー」の評価者について 歳出改革ワーキンググループの構成員のうち、下記の者を「秋のレビュー」 の評価者とする。

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

石堂 正信 公益財団法人日本ナショナルトラスト参与

上村 敏之 関西学院大学経済学部教授

上山 直樹 弁護士(ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業)

太田 康広 慶応義塾大学大学院経営管理研究科教授

垣見 俊之 伊藤忠商事株式会社人事・総務部企画統轄室長

梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員

河村小百合 (株)日本総合研究所調査部主任研究員

伊永 隆史 千葉科学大学副学長 · 危機管理学部教授

佐藤 主光 一橋大学経済学研究科・政策大学院教授

清水 涼子 関西大学大学院会計研究科教授・公認会計士

田中 弥生 独立行政法人大学評価・学位授与機構教授

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

永久 寿夫 株式会社PHP研究所代表取締役専務

松本 悟 法政大学国際文化学部准教授

水上 貴央 弁護士

山田肇東洋大学大学院経済学研究科長・経済学部教授

吉田 誠 三菱商事株式会社グローバル渉外部渉外企画チーム シニア

アドバイザー

渡辺 龍也 東京経済大学現代法学部教授

(五十音順・敬称略)

<留意点>

※1 直接的な利害関係者は、評価者として秋のレビューには加わらないものと する。

- ※2 行政改革推進会議の構成員は、評価者として参加することができる。
- ※3 行政改革推進本部事務局の職員が進行役として加わる場合がある(評価は 行わない)。
- ※4 対象項目に知見を有する有識者が、参考人として加わる場合がある(評価 は行わない)。
- ※5 今後、評価者の追加等を行う場合がある。

内閣府

事業名等	総合特区の推進調整に必要な経費(0033)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的とし
	ているが、行政事業レビューシートに記載されている成果目標は、
	「平成28年度時点で最終計画年度の目標値に対する達成度の平均
	90%を目標とする」となっている。
	「総合特別区域事後評価の手引き」においては、地方公共団体は、
	事後評価を原則1年ごとに実施し、内閣府は、その評価書について
	総合特別区域評価・調査検討会において検討・評価し、その結果を
	公表するとともに、総合特区の実施事業等に反映させるPDCAサイク
	ルに取り組むこととされている。
	このことを踏まえると、最終計画年度の目標値に対する達成度に
	について、毎年度その進捗状況を把握できるような指標や目標を検
	討し、行政事業レビューシートに記載できるようにすべきである。
	また、本事業の平成24年度執行率は約23%、平成25年度執行率も
	前年度の執行状況を踏まえた見込みは3割程度となっており、調整
	費という予算の性格を踏まえても、事業創設から2年以上が経過す
	る一方で計上された予算に比べ執行実績が過少となっている状況
	にある。各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場
	合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、各府省の
	予算を補完するという本事業の性格も踏まえ、関係府省とも十分に
	調整した上で、必要額について予算要求をすべきである。
参考	〇行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点(平成25年
(関連する行政事業	8月6日行政改革推進会議)
レビューの取組等)	1 国費投入の必要性
	(3) 明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けら
	れ、優先度の高い事業となっているか。
	□ 成果目標や指標(アウトカム)が具体的・定量的に設定
	され、事業の効果の的確な把握・検証ができるようになっ
	ているか。
	2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性
	(6) 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。
	□ 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数

年にわたり不用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内 容の改善や予算要求額の見直しは図られているか。

- 〇平成25年度予算執行調査
 - ④今後の改善点・検討の方向性
 - 2. 財政支援の適切な運用
 - ・総合特区推進調整費は、各府省の予算制度を機動的に補完 することを目的とした経費であり、総合特区の指定をもっ て受けられる補助金ではないため、内閣府は、その趣旨の 徹底を図るとともに、執行率を踏まえ、必要額について説 明責任を果たした上での予算計上とすべき。

山胆広

内閣府	
事業名等	民間と市場の力を活かした安全な地域づくり経費(0041)
(平成25年行政事業	社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(新26-0002)
レビュー事業番号)	
指摘内容	「民間と市場の力を活かした安全な地域づくり経費」は、企業の
	BCP(事業継続計画)の策定・運用を推進する事業であるが、定量
	的な成果目標の設定は困難としていたことについて、外部有識者の
	指摘を踏まえ、「今後の関連施策において、適切な成果目標及び成
	果実績を設定し、事業成果について適切に検証する」こととした。
	一方、平成26年度概算要求では、本事業と他の事業を統合して新
	たに「社会全体としての事業継続体制の構築推進経費」を要求して
	いるが、その行政事業レビューシートの成果指標欄には何ら指標が
	設定されることもなく、「計画の策定や連携訓練・協定促進の検討
	等を通じた施策の推進を行う事業であり、定量的な成果目標の設定
	は困難。」と記載されている。
	新規要求事業は、中央省庁における業務継続体制の確保や民間企
	業・団体の事業継続の取組の促進、官民連携した事業継続体制の構
	築という社会全体としての事業継続体制の構築を推進するものと
	なっているが、これまで実施してきた企業のBCPの策定・運用を推
	進する取組をベースとした関連施策であることを踏まえ、社会全体
	としての事業継続体制の構築という目的に向けて、事業成果を適切
	│に検証できる成果指標及び活動指標並びにその目標を設定すべき │
0 +	である。
参考	〇平成25年行政事業レビューシート「民間と市場の力を活かした
(関連する行政事業	安全な地域づくり経費(0041)」
レビューの取組等)	「外部有識者の所見」欄
	レビューシートのアウトカム、アウトプットとも空欄であるが、
	点検結果欄では「取組の普及率「指定公共機関」71.1%」等の記
	載がみられ、また別紙資料では「大企業BCP策定率:ほぼ全て、
	中堅企業50%」を目標に」といった記載も見られる。これらは、事
	業成果の指標としては認識されないものなのか疑問である。
	平成24年度限りの事業だが、事業目的に対する適切な成果目標及
	び成果実績(アウトカム)及び活動指標及び活動実績(アウトプッ

ト)を設定し、事業の成果について適切に検証すべき。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」

平成26年度概算要求なし。平成24年度限りの事業については、今後の参考データ取得のため、指定公共機関等への取組の普及率を調査したところ。ご指摘を踏まえ、今後の関連施策において、適切な成果目標及び成果実績(アウトカム)を設定し、事業成果について適切に検証する。

なお、今後、官民連携した社会全体としての事業継続体制を構築するため、行政における業務継続体制の充実・強化(防災計画の推進経費)と民間企業における事業継続体制の充実・強化(民間と市場の力を活かした安全な地域づくり経費)を合わせて、「社会全体としての事業継続体制の構築推進経費」として新規要求を行う。

〇平成25年行政事業レビューシート「社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(新26-0002)」

「成果目標及び成果実績(アウトカム)」欄

計画の策定や連携訓練・協定促進の検討等を通じた施策の推進を 行う事業であり、定量的な成果目標の設定は困難。

「活動指標及び活動実績(アウトプット)」欄

計画の策定や連携訓練・協定促進の検討等を通じた施策の推進を 行う事業であり、定量的な活動指標の設定は困難。

内閣府

וי זו ניון נייו	
事業名等	青年国際交流経費(0092)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業については、平成24年行政事業レビュー公開プロセスの結
	果を踏まえ、平成25年度予算概算要求において、経費削減、自己負
	担の増加、傭船の発注契約の合理化のための取組など、各経費につ
	いて不断の見直しを行うこととされた。
	平成25年度においては、東南アジア青年の船及びグローバルリー
	ダー育成(世界青年の船)について自己負担(グローバルリーダー
	育成は研修日数当たりの負担額)の引き上げがなされており、傭船
	費の一部負担額を増額する取組も行われているが、一方で、予算執
	行額が予算を上回っている状況が平成20年度から5年連続で続いて
	おり、特に、旅客船の定期傭船及び運行委託に掛った実際の費用が
	予算(青年の船運航費)を上回っている状況にある。
	このため、引き続き、傭船の発注契約の合理化など各経費の不断
	の見直しを進めるとともに、適切な受益者負担がなされているか、
	国の負担が公益性の範囲内となっているか検証を行い、改善を進め
	るべきである。
	また、平成26年度要求のグローバルユースリーダー育成事業は、
	平成24年度評価結果を踏まえ世界青年の船事業を計上しないこと
	としたうえで、平成25年度に予算措置されたグローバルリーダー人
	材育成事業を再見直して要望されているところ、再見直しの内容が
	平成24年度評価結果の趣旨を踏まえたものとなっているか改めて
	精査すべきである。
参考	〇平成25年行政事業レビューシート 青年国際交流経費(0092)
(関連する行政事業	「行政事業レビュー推進チームの所見」欄
レビューの取組等)	・「事業公開の取りまとめ・点検を行った結果を、レビューに反映
	させるなど、国民に分かりやすく公表していくこと。また、引き続
	き効果的、効率的な執行に努め、予算の範囲内の執行に努めるこ
	と。」
	〇平成24年 内閣府行政事業レビューシート 青年国際交流経費
	(0131)
	「上記予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求

による反映状況等)」欄

- ・「世界青年の船」事業の予算計上を行わない一方、グローバル化に対応し、経済再生、復興、地域活性化を牽引する人材を育成するため、「グローバルリーダー人材育成事業」の計上を行うなど、事業枠組みの見直しを行うとともに、経費削減、自己負担の増加、予算の大幅削減を行う。
- ・ 日本参加青年の自己負担額を大幅に引き上げる。一方で負担能力が低いなどの事情のある者のために、軽減措置を設ける。
- ・ 既参加青年や民間企業からの寄付金確保のため、寄付金の受入 窓口のあり方、税控除、事業に使用するための仕組み等を検討する。
- ・ 傭船の発注契約の合理化のための取組を行うほか、平成25年度において、国際航空券の見直し、行事の簡素化、民間企業からの協賛(物品供与)などの経費削減の取組を行うとともに、各経費についても不断の見直しを行う。
- ・ 外国既参加青年について、事後活動組織(OB組織)の組織化 やリスト化に取り組むとともに、在外公館と外国人OB組織の連携 を深める。
- ・ 青年国際交流事業の企画・評価委員会を設けて、定期的に有識 者等によるチェックを行い、PDCAサイクルを強化するととも に、効果の「見える化」を進める。

なお、効果測定については、政策評価、外交等の有識者からなる「青年国際交流事業の効果測定・評価に関する検討会」を開催し、中間報告が取りまとめられた。

- 〇行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点(平成25年 8月6日行政改革推進会議)
 - 2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性
 - (2) 受益者との負担関係は妥当であるか。
 - □ 適切な受益者負担がなされているか。国の負担が公益性 の範囲内となっているか。
 - ・ 事業の効果や成果を受益する者からの負担は適切か(例: 事業の効果がその受講者に帰属する人材育成事業、事業の 成果が事業実施主体に帰属する調査・実証事業など)。

復興庁

東北メディカル・メガバンク(復興関連事業)(0039) 事業名等 東北メディカル・メガバンク(復興関連事業)(0247)(文部科学 (平成25年行政事業 レビュー事業番号) 省計上) 東北メディカル・メガバンク (新25-0022) (文部科学省計上) 指摘内容 本事業については、平成23年度補正予算(東北メディカル・メガ バンク(0247)) が施設及び設備の整備、平成24年度以降の東日本大 震災復興特別会計の予算(東北メディカル・メガバンク(0039))が 事業の実施体制の立上げ及び健康調査等の事業運営、平成25年度か らの一般会計予算(東北メディカル・メガバンク(新25-0022))が、 特に広く国民の健康向上に裨益する研究となっている。 東北メディカル・メガバンク計画については、総合科学技術会議 において平成24年8月に評価結果を決定しており、その中では、「コ ホート調査」、「バイオバンク構築」、「ゲノム情報等の解析」の 各テーマについて達成目標を検証可能な形で明確に示すとともに 工程表を示す必要があることや、本事業の最終的な目標としている 次世代医療の実現や新産業の創出について、いつどのような形で実 現させるのかという具体的な道筋が現時点では示されていないこ となどが指摘されている。 その後、「東北メディカル・メガバンク計画 全体計画」が策定 され、各テーマに対して、達成目標、リスクと課題、それらに関す る対応策が検討され、工程表が作成されており、平成25年度秋のコ ホート調査の本格実施までに確定させる予定とされている。 本事業の最終的な目標としている次世代医療の実現等について の具体的な道筋に関して、総合科学技術会議の評価結果において は、平成29年度からの第2段階の事業へ移行する前までに対応を行 うことが求められているが、平成28年度までの第1段階においては、 工程表に掲げられる毎年度の目標について、行政事業レビューシー トの成果目標として掲載し、本事業の毎年度の執行実態の点検・検 証を着実に進めるべきである。 また、平成25年度から、特に広く国民の健康向上に裨益する研究 については一般会計予算で計上されていることから、今後の事業の 進展の中で、被災地の復興に必要な事業かどうかの観点から、東日 本大震災復興特別会計で計上するものと一般会計で計上するもの

を厳格に整理していくべきである。

参考

(関連する行政事業 レビューの取組等) 〇平成25年行政事業レビューシート(復興庁)東北メディカル・メガバンク(復興関連事業)(0039)

「成果目標、成果指標(アウトカム)」欄

・本事業では、医師の確保や学術的な成果等、副次的な成果は創出されることが想定されるが、本事業の最終的な目標である次世代医療の実現等は、バイオバンクが構築されて以降の研究開発によって実現される。そのため、H25時点で成果目標を設定するのは適当ではないため、活動指標のみをモニターすることが適切と考えられる。

「活動指標及び活動実績(アウトプット)」欄

・健康調査の実施数(25年度活動見込約20000人)、協力者から得られたゲノム情報の解析数(同約1000検体)

〇平成25年行政事業レビューシート(文部科学省)東北メディカル・メガバンク(新25-0022)

「成果目標、成果指標(アウトカム)」欄

・本事業では、医師の確保や学術的な成果等、副次的な成果は創出されることが想定されるが、本事業の最終的な目標である次世代医療の実現等は、バイオバンクが構築されて以降の研究開発によって実現される。そのため、H25時点で成果目標を設定するのは適当ではないため、活動指標のみをモニターすることが適切と考えられる。

「点検結果」欄

- ・また、東北メディカル・メガバンク計画は、平成23年度補正予算において、事業の実施に必要となる施設及び設備の整備に係る経費、平成24・25年度の東日本大震災復興特別会計において、事業の実施体制の立ち上げ及び健康調査等の事業運営に必要な経費が措置されており、平成25年度一般会計では、事業運営に必要な経費のうち、特に、広く国民の健康向上に裨益する研究について措置されている。これらの予算を一体的に運用し、重複なく効率的に執行している。
- 〇「東北メディカル・メガバンク計画(『健康調査、バイオバンク 構築、解析研究』)」の評価結果(平成24年8月31日総合科学技 術会議)
 - 3. 3. 評価結果

3. 3. 1. 事業計画

- (1)全体計画及び実施計画について
 - ① 「コホート調査」、「バイオバンク構築」、「ゲノム情報等の解析」の各テーマについて、第1段階及び第2段階各々の達成目標を、検証可能な形で明確に示すとともに、それを達成する上でのリスクと課題、それへの対応策等を明らかにした工程表を示す必要がある。
- (2) 事業の最終目標の達成に向けた道筋と事業終了後のバイオ バンクの運営構想等について

本事業の最終的な目標としている次世代医療の実現や新産業の創出について、いつどのような形で実現させるのかという具体的な道筋が現時点では示されていない。このため、今後事業を実施・推進していく中で、こうした点の検討を行い、その実現に向けた具体的な取組みを進めていく必要がある。

また、事業終了後におけるバイオバンクの継続的な運営構想や個人を生涯に渡って追跡するコホート調査のシステム構築についても、例えば、民間の参画・協力を得ることを含めて、検討し、結論を得る必要がある。

上記、(1)の①(第1段階に係るもの)、④及び⑤については、平成25年度からの本格的なコホート調査を開始する前までに、また、(1)(第2段階に係るもの)及び③並びに(2)については、平成29年度からの第2段階の事業へ移行する前までに対応を行うことが求められる。

- 〇「東北メディカル・メガバンク計画(『健康調査、バイオバンク 構築、解析研究』)」のフォローアップ結果(平成25年9月5日総 合科学技術会議評価専門調査会)
 - 3. フォローアップ結果

平成24年8月に総合科学技術会議が評価を行った後に、「東 北メディカル・メガバンク計画 全体計画」が策定され、また、 外部有識者による課題別全国ワーキンググループを設置して具 体的な推進方策の検討がなされ、調査研究計画の具体化が図られ ている。

「コホート調査」、「バイオバンク構築」、「ゲノム情報等の 解析」の各テーマについての達成目標やその実現のための工程表 が検討され、コホート調査のプロトコールの策定も行われている。

- 3.1. 事業計画
 - 3.1.1.全体計画及び実施計画について

【対応状況】

平成24 年7 月に「東北メディカル・メガバンク計画 全体計画」が策定された。同年10 月 に、外部有識者による課題別全国ワーキンググループ(地域医療支援全国WG、倫理・法令全国WG、ゲノムコホート連携推進全国WG、ゲノム・オミックス解析戦略全国WG、バイオインフォマティクス・人材全国WG)を設置して検討を進め、「ゲノム・オミックス研究」、「地域住民コホート」、「三世代コホート」に関する研究計画書を策定した。これらの計画に基づき、「コホート調査」、「バイオバンク構築」、「ゲノム情報等の解析」の各テーマに対して、達成目標、リスクと課題、それらに関する対応策を検討し、工程表を作成しており、25年度秋のコホート調査の本格実施までに確定させる予定となっている。

〇東北メディカル・メガバンク計画検討会提言(平成24年6月7日)

- 2. 東北メディカル・メガバンク計画全体について
- (1) 事業計画について

本事業は様々な困難が予想されるが、その成果は被災地の復興や次世代医療の実現に向けて大きく貢献するものであり、東北大学を中心とした体制の元、全力で取り組むことを期待する。その他、事業計画を策定するに当たって留意すべき点として、以下のような事項が挙げられる。

<被災地の復興への貢献>

・本事業は、次世代医療に貢献する国家的プロジェクトでもあるが、 千年に一度とも言われる大震災に見舞われた被災地の地域医療の 再生・復興に不可欠な医療関係人材の確保や、継続的な健康調査等 による住民の健康管理等、震災からの復興に貢献する、という目的 を持つことを踏まえた上で事業計画を策定すべきである。

<事業の長期的な運営>

・コホート事業は年月をかけて行って初めて成果の出るものであ

り、健康調査を継続して行うことで価値が高まっていく。東北大学、 岩手医科大学においては、本事業を開始するに当たり、10年間の事 業期間のみならず、長期間の運営も視野に入れた検討を行うべきで ある。

総務省

ער נכנייטיווי בי	
事業名等	消防団の充実強化・安全対策の推進等地域防災力の強化に要する経
(平成25年行政事業	費(157)
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業は、平成24年度補正予算及び平成26年度概算要求におい
	て、消防庁が消防団車両等を購入した上で地方自治体に無償貸付
	し、各消防団が検証訓練を行い、その結果を消防団の装備基準の見
	直しに反映させる事業である。
	本事業については、貸付期間を原則1年としながら、訓練の検証
	及び基準の見直しについて、2年を1サイクルと想定するとともに、
	車両の返還等については、「十分訓練が実施された場合」としてい
	るなど、無償貸与の在り方や訓練及びその検証の計画自体が十分に
	固まっておらず、貸付期間も長期化するおそれがある。
	行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点(平成25年
	8月6日行政改革推進会議)において、「事業の実施に当たって、事
	業の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。」、「費目・
	使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。」との
	視点を提示しているところであり、無償貸付及び訓練の実施・検証
	の内容については、このような視点で十分検討すべきである。
参 考	〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行
(関連する行政事業	政改革推進会議) (抜粋)
レビューの取組等)	1 国費投入の必要性
	(3) 明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、
	優先度の高い事業となっているか。
	□ 事業の実施に当たって、事業の目的と整合的で具体的な計
	画が策定されているか。
	2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性
	(5) 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されてい
	るか。
	口 支出は事業目的に即して適切なものとなっているか。支出
	対象の選定基準は適切か。

総務省

小心了力。日	
事業名等	地域の担い手創造に要する経費 (新26-0005)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業は、優れた地域づくりのノウハウを地域外にも広めること
	を目的として、担い手の育成が進んでいる地域が、地域外から受講
	生を募って開催する担い手の人材育成講座のモデル実証事業を行
	うものである。
	担い手の育成に関しては、総務省の「地域振興に要する経費(「地
	域経済循環の創造」の推進に必要な経費、過疎地域対策に要する経
	費、定住自立圏構想推進費等を除く。)」の中の「人材力活性化に
	要する経費」により開催した人材力活性化研究会において、人材育
	成に関する取組について事例調査している。調査事例の中には、開
	催地域以外の者も対象とするものや、地域づくりのノウハウを地域
	外に広める取組もあり、その成果物として、「人材力活性化プログ
	ラム」、「地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」、
	「地域づくり人の育成に関する手引き」、「地域づくり人育成ハン
	ドブック」がまとめられている。
	また、一般財団法人地域活性化センターにおいても、平成17年度
	から、地域再生について様々な視点から考えるワークショップ「地
	域再生実践塾」を全国で開催し、中心市街地の活性化や地域ブラン
	ドの確立など地域で課題となっているテーマを選定し、先進的な地
	域を開催地として、ケーススタディを中心としたカリキュラムを展
	開している。
	このため、本事業についても、既に全国で行われている他の事例
	と比べて先進性があるか、実質的な補助事業となっていないか、ま
	た必要性や効果等を十分に検証し、真に事例構築に必要な調査に絞
	り込んで実施すべきである。
参考	〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行
(関連する行政事業	政改革推進会議) (抜粋)
レビューの取組等)	2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性
	(5) 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されて
	いるか。
	□ 補助等の対象は、優先順位を明らかにし、事業効果が十
	分に見込まれるものや普及が進んでいないものなど適切

な範囲に重点化されているか。

・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、 支援終了後の継続可能性が乏しいもの、他地域等への普 及が見込めないもの、実質的にバラマキ的な補助事業と 化しているものとなっていないか。

3 活動実績や事業効果などの事業の有効性

- (1) 事業の実施に当たってほかの手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。
 - □ これまでの事業実施の検証結果が事業内容の改善等に 十分反映されているか。

4 その他

類似事業がないか。他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

- □ 既存、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で類似事業が 実施されていることが把握できているか。類似事業を可能な 限り幅広い範囲で捉えているか。
- □ 類似事業を所管する部局間・府省間で役割分担が適切にな されているか。重複排除の徹底や、より効果的・効率的な事 業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確 化など、十分な調整・連携が図られているか。

外務省

> 1 323 H	
事業名等	国際機関職員派遣信託基金 (JPO) 拠出金 (任意拠出金) (152)
(平成25年行政事	国際機関邦人職員増強(041)
業	
レビュー事業番	
号)	
指摘内容	本事業は、「国連関係機関における邦人職員数を増やし、日本の
	プレゼンスを高めること」を共通の目的として、「JPO(ジュニ
	ア・プロフェッショナル・オフィサー)派遣制度を利用した国際機
	関への邦人派遣」(152)及び「国際機関職員を希望する者に対す
	る広報事業や国際機関向け人材の発掘・育成研修等」(041)を実
	施している。成果目標は本年度までに「国連関係機関における邦人
	職員数を平成21年比15%増(814名)」とされているが、現状では764
	名に留まっている。財政資源の有効活用の観点からは、これらの事
	業の目標達成には派遣者の採用率を引き上げることが不可欠であ
	り、個々の事業効果の検証及びこれを踏まえた事業の見直しが必要
	ではないか。
	国際機関邦人職員増強事業のうち人材発掘・育成研修事業につい
	ては、過去2年間の実績として100名が参加したが、そのうち修了
	者は59名に留まるとともにJPO合格者は2名となっており、事業
	のあり方について抜本的な見直しが必要ではないか。
参考	〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行
(関連する行政事	政改革推進会議) (抜粋)
業レビューの取	1 国費投入の必要性
組等)	(3) 明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けら
	れ、優先度の高い事業となっているか。
	口 事業の内容や実施方法が政策目的(成果目標)を達成す
	るために適切なものとなっているか。
	・ 効果が見込めないような事業の内容や実施方法となっ
	ていないか。

事業名等	国内報道機関対策(082)
(平成25年行政事業	(時事通信社バイリンガルニュース及び共同通信社バイリンガル
レビュー事業番号)	ニュース)
指摘内容	本事業は、平成22年外務省行政事業レビュー公開プロセスにおい
	て「「廃止」も含めた見直しを行う。また、契約期間の問題がある
	こともあり、当面は契約額の引き下げに向けた交渉に努める。契約
	期間満了後、両社との契約の必要性をゼロベースで精査していきた
	い」との評価がなされている。今回、契約期限満了を踏まえ見直し
	をしたところであるが、必ずしも両社との契約について2社と契約
	することの必要性や1社のみと契約した場合との費用対効果等の
	比較考量が実施されておらず、「両社との契約の必要性をゼロベー
	スで精査」したとは言い難い。
	なお、本事業は単年度契約に変更されているところ、次年度の契
	約に向け、平成25年行政事業レビュー外部有識者コメントのとお
	り、契約の必要性をゼロベースで検討するとともに、当年度のパフ
	オーマンスを踏まえ次年度以降の契約のあり方に反映させる(PD
	CA)よう工夫するなど、更なる見直しを行うべきではないか。
参考	〇平成22年 外務省行政事業レビュー公開プロセス
(関連する行政事業	時事通信社バイリンガルニュース/共同通信社バイリンガル
レビューの取組等)	ニュース
	・評価結果:廃止も含めた抜本的改善
	・とりまとめコメント
	・ 「廃止」も含めた見直しを行う。また、契約期間の問題がある
	こともあり、当面は契約額の引き下げに向けた交渉に努める。
	・ 契約期間満了後、両社との契約の必要性をゼロベースで精査し
	ていきたい。
	〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行
	政改革推進会議) (抜粋)
	2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性
	(1) 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。
	□ 随意契約とする合理的な理由があるか。競争入札であ
	っても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性が
	確保されていない状況になっていないか。

文部科学省

又部科字省	
事業名等	学校保健課題解決支援事業 (0085)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業については、平成24年度の執行率が予算額の45.8%に留ま
	り、行政事業レビューにおける外部有識者の所見において、「多額
	の不用額が生じていることから、その要因を分析し、事業内容の見
	直しを検討すべき」との指摘がなされている。担当部局からは、当
	該年度が事業開始年度であったことによる周知不足により、67件を
	予定していた採択数が34件に留まったことをその要因として分析
	し、具体的な取組や留意点をまとめた「Q&A」の配付等の対応を
	した旨の説明を受けているが、2年目に当たる今年度の応募数も34
	件に留まっており、不用の理由に十分に対応されているとは言い難
	い。また、応募件数が採択予定数を大幅に下回ったことで、平成24
	年度及び25年度の応募案件に対する採択率はいずれも100%となっ
	ており、事業の対象が、効果が十分に見込まれるものに重点化され
	ているか疑問がある。
	このような状況においても、平成26年度概算要求では事業実施箇
	所60件分の積算がなされているが、その根拠が明確でないことか
	ら、行政事業レビュー推進チームの「平成26年度概算要求に予算の
	大幅な縮減を反映すべき」との所見を踏まえ、実績に合わせて対象
	事業数を明確に絞り、予算額の縮減を図るべきである。
	○平成25年行政事業レビューシート
ジーラーラー ジーラー (関連する行政事業	学校保健課題解決支援事業 (0085)
レビューの取組等)	「外部有識者の所見」欄
DC立 074/1147	・本事業においては、児童生徒のアレルギー疾患、心の問題などの
	現代的健康課題について、各都道府県における地域の実情を分
	析・周知することが期待される。しかしながら、多額の不用額が
	生じていることから、その要因を分析し、事業内容の見直しを検
	計すべきである。
	H17 -C C07 00
	 「行政事業レビュー推進チームの所見」欄

・当該事業は、平成24年度決算において多額の不用額が生じている

ことから、不用額が生じた要因を分析したうえで、平成26年度概 算要求に予算の大幅な縮減を反映すべきである。

〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行 政改革推進会議)(抜粋)

- 2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性
 - (5) 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。
 - □ 補助等の対象は、優先順位を明らかにし、事業効果が十分 にみこまれるものや普及が進んでいないものなど適切な範囲 に重点化されているか。
 - (6) 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。
 - □ 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年 にわたり不用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改 善や予算要求額の見直しは図られているか。

文部科学省

人 部科字省	
事業名等	幼児期の運動促進に関する普及啓発事業 (0329)
(平成25年行政事業	幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業 (新26-0032)
レビュー事業番号)	
指摘内容	「幼児期の運動促進に関する普及啓発事業」(以下「旧事業」と
	いう。)については、今年度の行政事業レビュー公開プロセスにお
	ける議論を踏まえて廃止し、旧事業において既に取り組まれた実践
	研究を映像資料(DVD)化し、全国の幼稚園等で実践されるように
	普及することを目的とする「幼児期の運動に関する指導参考資料作
	成事業」(以下「新事業」という。)が、平成26年度の新規事業と
	して要求されている。
	新事業については、終了予定年度が設定されていないが、このよ
	うな事業の趣旨・目的に照らし、必要最小限の期間に限定して実施
	すべきである。
参考	〇平成25年度文部科学省行政事業レビュー公開プロセス
(関連する行政事業	幼児期の運動促進に関する普及啓発事業
レビューの取組等)	・評価結果:事業全体の抜本的改善
	・とりまとめコメント
	本事業については、「事業全体の抜本的改善」が4名、「事業内
	容の改善」が1名、「現状通り」が1名との結果を踏まえ、「事業
	全体の抜本的改善」との結論としたいと思います。
	「事業全体の抜本的改善」の主なコメントは
	① 市町村教育委員会や幼稚園などの体制やニーズにマッチして
	いない。
	② 執行率も低すぎて望まれておらず廃止すべき。
	③ 政策としての発展や効果が見通せず廃止すべき。
	④ DVD 等の作成、配信などの方が有効。
	といったコメントがありました。
	〇平成25年行政事業レビューシート
	幼児期の運動促進に関する普及啓発事業 (0329)
	「行政事業レビュー推進チームの所見」欄
	・この事業は、平成24年度決算において多額の不用額が生じている

ことから、不用額が生じた要因を分析したうえで、平成26年度概算要求に予算の大幅な縮減を反映すべきである。また、DVD等の作成、配信などの方法も検討すべきである。

〇文部科学省担当部局のヒアリングにおいて、「幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業」については、「平成27年度末で終了予定」との説明を受けている。

〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行 政改革推進会議)(抜粋)

- 1 国費投入の必要性
 - (3)明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。
 - □ 事業の実施に当たって、事業の目的と整合的で具体的な計 画が策定されているか。
 - ・ 事業の全体像と工程表が明確になっているか。また、終期 設定や出口戦略は明確になっているか。事業成果の見通しが 合理的なものとなっているか。

厚生労働省

事業名等	医療情報データベース事業(192)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業については、平成25年度厚生労働省行政事業レビュー公開プ
	ロセスにおいて「データベースの規模や達成時期等の検証・明確化、
	手法の再検討、費用負担の検証を念頭に更なる見直しを行い、概算要
	求へ適切に反映させることが必要」との評価がなされた。概算要求に
	おいては、同事業の在り方や方法に関する根本的な議論や具体的な見
	直しが行われないまま、既整備の10病院に係るデータベースの試行経
	費等が要求されている。(概算要求は107百万円の減額となってい
	るが、これらは医療情報データベースのシステム構築完了に伴う自然
	減)
	厚生労働省においては本事業の見直しに向けた有識者会議を立ち
	上げるとしているが、公開プロセスにおける評価結果を踏まえた抜本
	的な見直しを早急に行うべきである。
参 考	〇平成25年厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス
(関連する行政事業	・とりまとめコメント
レビューの取組等)	データベースの規模や達成時期等の検証・明確化、手法の再検
	討、費用負担の検証を念頭に更なる見直しを行い、概算要求へ適
	切に反映させることが必要。
	〇平成25年行政事業レビューシートにおける推進チームの所見
	公開プロセスでの評価結果を踏まえ、受益者との負担関係との妥
	当性の観点から、費用負担の在り方(国費の投入の必要性)につい
	て見直しをすべき。
I.	

厚生労働省

事業名等	非正規労働者総合支援事業推進費 (460)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業については、平成25年度厚生労働省行政事業レビュー公開プ
	ロセスにおいて「支援対象の明確化やその効果の検証、民間との住み
	分けの明示を念頭に更なる見直しを行い、概算要求へ適切に反映させ
	ることが必要」との評価がなされたところである。
	概算要求においては支援対象者の年齢や就労経験等を明確化した
	上で、類似事業であるフリーター等支援事業に統合するなど一定の見
	直しを図っているが、合理化・効率化に伴う予算への影響額が把握さ
	れておらず、拠点再編効果(7カ所を廃止)や事業統合効果(フリー
	ター等支援事業との統合) が概算要求に十分に反映が行われていると
	は言い難い。
	公開プロセスにおいて「設置個所の再編整理による効果を具体的に
	測定した上で事業遂行する必要がある」等の意見が呈されていること
	も踏まえた対応を早急に行うべきではないか。
参考	〇平成25年厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス
(関連する行政事業	・とりまとめコメント
レビューの取組等)	支援対象の明確化やその効果の検証、民間との住み分けの明示
	を念頭に更なる見直しを行い、概算要求へ適切に反映させること
	が必要。
	〇平成25年行政事業レビュー推進チームの所見
	行政事業レビュー公開プロセスでの評価結果を踏まえ、支援対象
	を明確化する等の観点から、施設の再編整理を行うこと。

農林水産省

辰怀小庄旬	
事業名等	6次産業化整備支援事業(0149)
(平成25年行政事業	6次産業化ネットワーク推進対策事業(25-0009)
レビュー事業番号)	
指摘内容	平成25年度公開プロセスの際「資産形成を伴う投資事業に補助金
	支援を行うことは避けるべき」「ファンド制度ができた以上、補助
	金制度を廃止すべき」「ファンドによる持分出資、融資によって黒
	字化が見込めるものを支援すれば良い」との指摘があり、「事業全
	体の抜本改善」との評価結果が出たにもかかわらず、交付金化とい
	う手法の改善にとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえたよ
	り抜本的な制度の見直しを検討すべきである。
参考	〇平成25年度公開プロセス
(関連する事業仕分	6次産業化整備支援事業
けの結果等)	・評価結果:事業全体の抜本的改善
	・取りまとめコメント
	6次産業化整備支援事業の評価結果については、「事業内容の改
	善」が1名、「事業全体の抜本的改善」が5名という結果となった。
	この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」と
	したい。
	その中で、主なコメントを紹介しますと、「事業全体の抜本的改
	善」を選択した委員5名からは、「資産形成を伴う投資事業に補助
	金支援を行うことは避けるべき」「ファンド制度ができた以上、補
	助金制度を廃止すべき」「ファンドによる持分出資、融資によって
	黒字化が見込めるものを支援すれば良い」とのコメントを複数の委
	員からいただいた。
	これ以外では、「類似商品がある中での販売価格の上昇を国民は
	望まないので、このままなら廃止すべき」「今後は新しい一次農産
	物のイノベ−ションから起こすような6次産業化へ政策転換すべ
	き」「地域資源の活用という視点であれば、国の事業として行う必
	要性が見い出しがたい」「仮にやるとしても地方自治体レベルで細
	やかな対応をした方が良い」「審査基準を明確化・厳格化し、PDCA
	を確立すべき」という意見をいただいた。
	なお、「事業内容の改善」を選択した委員 1 名からは、「地方経

済の活性化が大きな目標として存在していると思う」「審査の方法 に効率性の視点がないのではないか」という意見があった。

農林水産省

事業名等 (平成25年行政事業 レビュー事業番号) 指摘内容 平成25年度公開プロセスの際「森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか」等との指摘があり、「事業全体の抜本的改善」との評価結果が示されたが、事業の一部見直しにとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを検討すべきである。 参 考 (関連する事業仕分けの結果等) ・ 評価結果:事業全体の抜本的改善 ・ 取りまとめコメント森林施業ブランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・ 森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、・森林経営はブランナーの役割、目標が不明確。・森林経営はブランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・ 森林所有者のインセンティブを明確に。 ・ 研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。 ・ ブランナーの人数が増えると集約化が進んでいるのかどうかチ		
上ビュー事業番号	事業名等	森林施業プランナー実践力向上対策事業(0219)
指摘内容 平成25年度公開プロセスの際「森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか」等との指摘があり、「事業全体の抜本的改善」との評価結果が示されたが、事業の一部見直しにとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを検討すべきである。 参 考 (関連する事業仕分けの結果等) ・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。	(平成25年行政事業	
行うべき事業ではないか」等との指摘があり、「事業全体の抜本的改善」との評価結果が示されたが、事業の一部見直しにとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを検討すべきである。 参 考 (関連する事業仕分けの結果等) ・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、・森林経営はプランナーの役割、目標が不明確。・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。	レビュー事業番号)	
改善」との評価結果が示されたが、事業の一部見直しにとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを検討すべきである。 多 考 (関連する事業仕分けの結果等) ・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント 森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林経営はプランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。	指摘内容	平成25年度公開プロセスの際「森林事業者、森林組合が主体的に
おり、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを検討すべきである。 参 者 (関連する事業仕分けの結果等) ・ 評価結果: 事業全体の抜本的改善 ・ 取りまとめコメント 森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中に、全国森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林経営はプランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		行うべき事業ではないか」等との指摘があり、「事業全体の抜本的
検討すべきである。 ②平成25年度公開プロセス 森林施業プランナー実践力向上対策事業 ・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント 森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、 「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林経営はプランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		改善」との評価結果が示されたが、事業の一部見直しにとどまって
参 考 (関連する事業仕分けの結果等) ・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント 森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、 「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		おり、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを
(関連する事業仕分けの結果等) ・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		検討すべきである。
(関連する事業仕分けの結果等) ・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。・森林所有者のインセンティブを明確に。・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		
・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント 森林施業プランナー実践カ向上対策事業の評価結果については、 「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林経営はプランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。	参考	〇平成25年度公開プロセス
・評価結果:事業全体の抜本的改善 ・取りまとめコメント 森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、 「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。	(関連する事業仕分	森林施業プランナー実践力向上対策事業
・取りまとめコメント 森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、 「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。	けの結果等)	
森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		・評価結果:事業全体の抜本的改善
森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		
「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果となった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		・取りまとめコメント
なった。 この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		森林施業プランナー実践力向上対策事業の評価結果については、
この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」としたいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		「事業内容の改善」1名、「事業全体の抜本的改善」5名という結果と
たいと思う。 その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		なった。
その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		この公開プロセスの結論としては、「事業全体の抜本的改善」とし
を選択した委員が5名おり、 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		たいと思う。
 ・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないかというコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。 		その中で、主なコメントを紹介すると「事業全体の抜本的改善」
というコメントを複数の委員からいただいた。 その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		を選択した委員が5名おり、
その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が 1 名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		・森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか
が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が 1 名あった。その他、 ・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 ・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきも の。 ・森林所有者のインセンティブを明確に。 ・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られると は思えない。		というコメントを複数の委員からいただいた。
った。その他、		その中には、全国森林組合連合会が主体的に実施すべき事業を国
 森林施業プランナーの役割、目標が不明確。 森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 森林所有者のインセンティブを明確に。 研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。 		が肩代わりしているに過ぎないので廃止すべき、との意見が1名あ
 森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきもの。 森林所有者のインセンティブを明確に。 研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。 		った。その他、
の。		・森林施業プランナーの役割、目標が不明確。
・森林所有者のインセンティブを明確に。・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。		・森林経営はプランナーに頼るのではなく、事業主が負うべきも
・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られると は思えない。		の。
は思えない。		・森林所有者のインセンティブを明確に。
		・研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られると
・プランナーの人数が増えると集約化が進んでいるのかどうかチ		は思えない。
l		・プランナーの人数が増えると集約化が進んでいるのかどうかチ

ェックすべし。

といったコメントがあった。

なお、「事業内容の改善」を選択した委員が1名おり、

・森林経営計画の作成推進支援は、本来、森林組合連合会の役割であるはず。仮に促進のために支援するとしても10/10補助はあり得ないのではないか。

といったコメントがあった。

農林水産省

事業名等	強い水産業づくり交付金 (0286)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	外部有識者の所見として「6次産業化を推進する事業に関しては、事業採算性の視点を欠き、事業の独立を促進することを妨げる恐れもあり、特に事業そのものに関する部分は、交付金ではなく貸付金とすることを検討すべきである。」「事業の有効性に関して、整備後の事後評価を行っている点は評価できるが、活動実績、成果実績ともに当初見込みを下回っているため、「支援方策の見直し」等改善が必要である。」「繰越金の多さが目立つ」との指摘にもかかわらず、対応が図られていないことから、これらを踏まえた見直しを検討すべきである。
4 +v	
参考	〇外部有識者の所見
(関連する事業仕分 	・6次産業化を推進する事業に関しては、事業採算性の視点を
けの結果等)	欠き、事業の独立を促進することを妨げる恐れもあり、特に
	事業そのものに関する部分は、交付金ではなく貸付金とする
	ことを検討すべきである。
	・事業の有効性に関して、整備後の事後評価を行っている点は
	評価できるが、活動実績、成果実績ともに当初見込みを下回
	っているため、「支援方策の見直し」等改善が必要である。
	・繰越金の多さが目立っている。

経済産業省

事業名等 東アジア経済統合研究協力機構向け支出 (平成25年行政事業 東アジア経済統合研究協力事業(0218) レビュー事業番号) 東アジア経済統合研究協力事業 (0252) 東アジア経済統合研究協力拠出金 (0408) 東アジア経済統合研究協力拠出金(25新規-0031) 東アジア経済統合研究協力拠出金(25新規-0043) 東アジア経済統合研究協力拠出金(25新規-0048) 東アジア・ASEAN経済協力センター(ERIA)への支援で 指摘内容 ある東アジア経済統合研究協力事業・拠出金については、行政事業 レビュー推進チームから、「日本が不相応に高い拠出金を割り当て られていないか、確認していくこと」との指摘がなされ、これに対 して、「引き続き、日本が不相応に高い分担金を割り当てられてい ないか、当該機関に予算の効率化や経費の節減の余地が無いか確認 し、日本の負担割合の引き下げに努める。」としている。 拠出国の追加などの進展があるものの、諸外国の負担額は、25 年度予算ベースにおいて約1.7%と少額であることや、25年度 までに既に総額120億円を超える拠出をしていることなどを踏 まえ、諸外国に対して、より一層の負担を求めるなどして、日本の 負担割合の引下げの実現を図るべきである。 参考 〇平成25年行政事業レビューシート 東アジア経済統合研究協力事業(拠出金) (0218) (関連する行政事業 レビューの取組等) 「行政事業レビュー推進チームの所見」欄 ・我が国の国力に応じて相応の拠出を行うことは妥当であると判断 するが、ERIAから、拠出に見合った利益を享受できているかど うか、過去の具体的な成果・実績の内容を示すこと。また、日本が 不相応に高い拠出金を割り当てられていないか、ERIAに予算の 効率化や経費の節減の余地が無いか、確認していくこと OERIA拠出金の国別内訳(平成25年度予算) 13.2億円 日本 インド 0.082億円 ニュージーランド 0.068億円

A S E A N 各国 0.082億円

経済産業省

性仍住木百	
事業名等	省エネルギー対策導入促進事業費補助金 (0394)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	省エネルギー対策促進事業費補助金については、公開プロセスに
	おいて、「効果的・効率的に省エネルギー化を促進する事業となる
	ように、支援対象や支援のあり方の見直しを行うこと。」とのとり
	まとめがなされている。
	それを踏まえ、平成26年度概算要求において、
	① 中小企業への省エネルギー診断の実施予定件数の削減(25年
	度2000件⇒26年度1500件)、
	② 診断により蓄積された事例を用いて、水平展開の仕組みを構築
	するため、情報発信を重点的に強化、
	を内容とする見直しを行っている。
	しかし、公開プロセスにおいては、「既に10年を経過し、ノウ
	ハウも蓄積し、効果の把握が難しいことから、本事業は廃止すべき
	である。」、「本事業は廃止し、他の省エネルギー広報事業等に一
	本化すべきである。」などの意見が出て「事業全体の抜本的改善」
	との評価結果が示されたことを踏まえれば、中小企業への省エネル
	ギー診断については、②の情報発信を行うための真に必要な最小限
	の件数に絞り込む、更なる見直しを行うべきである。
参 考	〇平成25年 経済産業省行政事業レビュー公開プロセス
(関連する行政事業	省エネルギー対策導入促進事業費補助金
レビューの取組等)	・評価結果:事業全体の抜本的改善
	・とりまとめコメント
	効果的・効率的に省エネルギー化を促進する事業となるように、
	支援対象や支援のあり方の見直しを行うこと。
	その際、以下の点を踏まえた改善策の検討を行うこと。
	〇中小企業等への規制的措置の導入を含む省エネ政策のあり方
	を今後検討する必要があり、その中で本事業の必要性について
	検討すること。
	〇企業の省エネを促進するに当たり、診断事業の効果を検証する
	ため、事業成果をフォローアップする仕組みについて、改善を
	検討すること。

国土交通省

事業名等	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (244)
(平成25年行政事業	東南アジア・訪日100万人プラン (新25-26)
レビュー事業番号)	戦略的訪日拡大プランの推進(新26-39)
指摘内容	行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行
	政改革推進会議)において、「重複排除の徹底や、より効果的・効
	率的な事業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明
	確化など、十分な調整・連携が図られているか。」との事業の見直
	しの視点が示されたところであるが、平成26年度新規要求事業『戦
	略的訪日拡大プランの推進』は、『東南アジア・訪日100万人プ
	ラン』の対象国に訪日外国人旅行者数の大幅な増加が期待される国
	を対象に加えた事業であり、『戦略的訪日拡大プランの推進』に係
	る予算が実質的に『訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)』
	の単なる積み増しとならないよう重複を排除するとともに、両事業
	間の十分な調整・連携を図り、より効果的・効率的に事業を実施で
	きるよう適切な見直しを行うべきではないか。
参 考	〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行
(関連する行政事業	政改革推進会議) (抜粋)
レビューの取組等)	4 その他
	類似事業がないか。他部局・他府省等と適切な役割分担・調整
	が図られているか。
	□ 類似事業を所管する部局間・府省間で役割分担が適切になさ
	れているか。重複排除の徹底や、より効果的・効率的な事業実
	施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確化な
	ど、十分な調整・連携が図られているか。
	〇平成22年 国土交通省行政事業レビュー公開プロセス
	ヒ゛シ゛ット・シ゛ャハ゜ン・アッフ゜ク゛レート゛・フ゜ロシ゛ェクト
	・評価結果:抜本的改善
	これまでの事業の効果検証を徹底するとともに、予算の使途や
	JNTOとの役割分担を早急に見直すべき。
	・とりまとめコメント
	・本事業の効果検証を徹底的にやって頂くとともに、その結果を
	より国民に分かりやすい形で出していくよう、出し方の工夫も
	求めたい。そのほか、事業の絞り込み方、お金の使い方の絞り

方についても改善頂くとともに、JNTOとの役割分担の見直
しについては早急に対応して頂きたいと考えており、本事業に
ついては抜本的改善という結論とさせて頂きたい。

環境省

事業名等	家庭エコ診断推進基盤整備事業(020)
(平成25年行政事業	低炭素ライフスタイルイノベーションサポート推進事業(26-0
レビュー事業番号)	027)
指摘内容	家庭向け診断事業については、世帯ごとにその特性に応じて温室
	効果ガス排出削減行動に関する診断を行うものであるが、事業規模
	と全国の総世帯数を考えると、全世帯について国の事業として実施
	するのは現実的でない。
	こうした本事業の性格に鑑みると、最終目標としていつまでに何
	件の家庭向け診断を行うことができれば事業目的が達成されたと
	判断するのかを明らかにする必要があり、そのような目標設定が行
	われなければ、目標達成状況が検証されないままに事業が漫然と継
	続することになってしまう恐れがある。
	同様に民間主体に対して診断を行う事業である「省エネルギー対
	策導入促進事業費補助金事業」について、本年度の経済産業省行政
	事業レビュー公開プロセスで、診断対象となる企業数に対して実際
	に診断を受けた企業数が少ないことから対象企業の範囲を精査す
	べき旨の指摘が行われたことも踏まえて、本事業についても、明確
	な最終診断世帯数の目標を設定したうえで、その目標達成のための
	取組のあり方とその取組の中で国が担うべき役割について検討す
	べきではないか。
参考	〇行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点(平成25年
(関連する行政事業	8月6日第4回行政改革推進会議)(抜粋)
レビューの取組等)	1 国費投入の必要性
	(3) 明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、
	優先度の高い事業となっているか。
	□成果目標や指標(アウトカム)が具体的・定量的に設定され、
	事業の効果の的確な把握・検証ができるようになっている
	か。
	定量的な成果指標を設定することができない場合はその
	十分な理由があるか。
	口事業の実施に当たって、事業の目的と整合的で具体的な計画

が策定されているか。

- ・ 事業の全体像と工程表が明確になっているか。また、終期設定や出口戦略は明確になっているか。事業成果の見通しが合理的なものとなっているか。
- 〇平成25年 経済産業省行政事業レビュー公開プロセス 省エネルギー対策導入促進事業費補助金事業

防衛省

ודו נפו	
事業名等	補償経費等 (479)
(平成25年行政事業	
レビュー事業番号)	
指摘内容	本事業は、平成25年防衛省行政事業レビュー公開プロセスにおい
	て、「発注の透明性、コスト削減の努力を明らかにするような取組
	が必要」との指摘を受けている。
	また、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」
	(平成25年8月7日行政改革推進会議)において、「物価や市場の実
	勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。」、「執
	行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不
	用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額
	の見直しは図られているか。」との視点を提示している。
	防衛省では、これらを受け、「25年度契約の調査分析を行い、競
	争性の確保や予定価格積算の妥当性について他省庁の事例も踏ま
	え、適宜反映を検討していく。」として、平成27年度予算以降に反
	映を検討するとのことであるが、毎年度のPDCAサイクルの徹底を図
	る観点から、検討を先延ばしすることなく、公開プロセスの指摘を
	踏まえ、前年度の執行状況を検証し、その結果を翌年度予算に反映
	すべきである。
参考	〇平成25年防衛省行政事業レビュー公開プロセス
(関連する行政事業	周辺財産の財産管理における緑地整備事業及び除草工事事業
レビューの取組等)	・評価結果:事業内容の改善
	・とりまとめコメント
	維持管理コストの削減のみならず、土地の有効活用の観点から、
	地域住民のニーズの反映方法や民間事業者への使用許可等の活用
	方法を検討すべき。また、民間の知恵を活用してPFIを導入する
	等を検討しても良いのではないか。
	発注の透明性、コスト削減の努力を明らかにする様な取組が必
	要。
	〇行政事業レビューによる点検・見直しの視点(平成25年8月6日行
	政改革推進会議) (抜粋)
	2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性
	③ 単位当たりコストの水準は妥当か。

